



2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 ミ タ チ 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 橘 和 博
コ ー ド 番 号 3 3 2 1 東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ 名 証 プ レ ミ ア
問 合 せ 先 執 行 役 員 山 口 圭 司
管 理 部 門 担 当
電 話 番 号 0 5 2 - 3 3 2 - 2 5 9 6

(訂正) 定款の表記訂正（差し替え）について

当社は、2023 年 3 月 1 日に掲載の定款について、不備がございましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

【訂正箇所】

定款データのタブの表示に誤記がございましたので訂正いたします。

以 上

ミタチ産業株式会社 定款
(2023年3月1日改正)

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ミタチ産業株式会社と称し、
英文ではMITACHI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電子部品機器および各種電化製品の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにその仲介
- (2) 各種工業用、各種電子機械および装置類の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにその仲介
- (3) 一般家庭電気用品の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにその仲介
- (4) コンピューターによる情報ネットワークシステムの企画、開発、設計および管理運営に関する業務
- (5) 情報通信システムに係るシステムインテグレーションに関する業務
- (6) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (7) 不動産の賃貸および管理業
- (8) 計測器、医療用器械の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにその仲介
- (9) 倉庫業
- (10) 各種電気輸送機の販売および輸出入ならびにその仲介
- (11) コンピューターソフトウェアの開発、販売および輸出入ならびにその仲介
- (12) 各種素材の製造、加工、販売および輸出入ならびにその仲介
- (13) 投資業
- (14) 食料品、衣料品、玩具、雑貨、家庭用品、木製品、教育資材の製造、加工、販売および輸出入ならびにその仲介
- (15) 医療品、健康器具、環境機器の製造、加工、販売および輸出入ならびにその仲介
- (16) 広告宣伝、広告代理業
- (17) イベントの企画、運営
- (18) 書籍、雑誌等の出版、販売および輸出入
- (19) プリント商品、プリント商品作成機器の企画、開発、製造、販売および輸出入ならびにその仲介

- (20) レンタル、リース等賃貸業
- (21) インターネット等各種媒体を利用した通信販売、各種情報提供
- (22) 古物売買
- (23) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- (24) 医療、保育、養護、介護施設の運営
- (25) スポーツ、健康、エステ、遊戯施設の運営
- (26) 種苗、花卉、青果物、野菜、穀物等の農産物の生産、加工、販売および輸出入
- (27) 農薬、肥料、飼料等農業資材の製造、販売および輸出入
- (28) 飲食店業
- (29) 労働者派遣業、職業紹介業
- (30) 旅行代理店、旅館、旅行業
- (31) 前各号に係るコンサルタント業
- (32) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市におく。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1, 6 0 0 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 1 0 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 1 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって 重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、その責任を免除することができる。ただし、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第30条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 44 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。